泉大津市木造住宅耐震設計補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「法」という。)の趣旨にかんがみ、木造住宅の耐震化を促進するため、本市に存する木造住宅(国、都道府県及び市町村が所有する建築物を除く。)の耐震設計を行う所有者に対し、泉大津市木造住宅耐震設計補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 木造住宅 建築基準法 (昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。)第2条第1号に規定する建築物のうち木造のもので、かつ、一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅に該当するものをいう。ただし、事務所、店舗その他これに類する用途を兼ねる場合にあっては、当該用途に該当する部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上であるものは除く。
 - (2) 耐震診断 法第4条第2項第3号に規定する技術上の指針に基づき、建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。
 - (3) 耐震設計技術者 次に掲げる建築技術者をいう。
 - ア 一般財団法人日本建築防災協会主催「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」の受講修了者で、 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する一級建築士、二級建築士又は木造 建築士
 - イ 各都道府県知事指定講習(昭和61年建設省告示第1423号。建築士を対象とする講習の規定に基づくもの)の「既存木造住宅の耐震診断・改修講習会」の受講修了者で、受講修了名簿に登録されたもの
 - (4) 耐震設計 耐震診断の結果、建築物の各階の張り間方向及びけた行方向の上部構造評点(以下「評点」という。)が1.0未満の木造住宅に対し、当該木造住宅の評点を1.0以上に高める計画及びその計画に基づく工事の見積りを耐震設計技術者が作成するこという。

(補助対象建築物)

- 第3条 補助の対象となる建築物(以下「補助対象建築物」という。)は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する建築物とする。ただし、既にこの要綱に基づき補助金の交付を受けたものを除く。
 - (1)原則として、昭和56年5月31日以前に建基法第6条第1項前段の確認済証の交付を受けた建築された木造住宅。
 - (2)建物の登記事項証明書その他の書類により、昭和56年5月31日以前に建築されたことが確認できる木造住宅。

(補助対象者)

第4条 補助の対象者は、前条に規定する補助対象建築物の所有者(区分所有建築物にあっては、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法第69号)第3条に規定する団体)であって、直近の課税所得金額が5,070,000円未満の者とする。ただし、当該補助対象建築物の固定資産税又は都市計画税に滞納がある場合は除く。

(補助金の額)

- 第5条 補助金の額は、耐震設計に要する費用の10分の7を乗じて得た額とする。ただし、100, 00 円を限度とし、1, 000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 2 補助金の交付にあたっては、当該年度の予算の範囲内で交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、耐震設計を実施する前に、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

- 第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査の上、補助金の交付を決定するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、当該決定の内容及び前項の規定により付した条件を補助申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、当該申請者にその理由を付して通知するものとする。

(耐震設計の着手)

第8条 補助申請者(前条第2項の規定による補助金の交付決定を受けたものに限る。以下同じ。)は、 当該通知書を受け取った日から30日以内に耐震設計に着手するものとし、着手したときは直ちに着手 届を市長に提出しなければならない。

(交付申請内容の変更及び中止)

- 第9条 補助申請者は、交付申請内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、内容を審査し、適当と認めるときは補助申請者に対し承認を行うものとする。この場合において、必要と認めるときは補助金の額その他補助金の交付決定に係る内容等を変更することができる。
- 3 補助申請者は、耐震設計を中止しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。 (完了報告)
- 第10条 補助申請者は、耐震設計が完了したときは、速やかに市長に報告しなければならない。
- 2 前項の規定による完了報告は、耐震設計の完了した日から起算して20日以内又は補助金の会計年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による完了報告書の提出があったときは、当該報告書等の内容を審査し、 耐震設計が適正に行われたことを確認の上、補助金の額を確定し、速やかに補助申請者に補助金の額 を通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助申請者は、前条の規定による補助金の確定通知書を受けたときは、当該通知書に定める確 定額を請求するものとする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定による補助金の交付請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助申請者に対し補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

- 第14条 市長は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定 の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けようとしたとき又は受けたとき。
 - (2) 補助金を交付目的以外に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(4) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該補助金を既に交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助申請者に対する指導)

第16条 市長は、補助事業の適正かつ円滑な執行を図るため、補助申請者に対し必要な指導及び助言を することができる。

(書類の保存)

第17条 市長は、補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び書類を整備し、かつ、これらの帳簿 及び書類を補助金の交付決定を行った年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。 (その他)

第18条 この要綱の実施に関して必要な事項については、別に定める。

附則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年5月10日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。